

農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領

24食流機構第51号
平成24年4月5日
24食流機構第286号
一部改正 平成24年8月15日
25食流機構第21号
一部改正 平成25年2月5日
25食流機構第107号
一部改正 平成25年3月21日
25食流機構第471号
一部改正 平成25年7月10日
25食流機構第602号
一部改正 平成25年10月3日
26食流機構第5号
一部改正 平成26年1月28日
公益財団法人 食品流通構造改善促進機構

第1 総則

以下の事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

- I 農山漁村6次産業化緊急対策推進事業
 - 1 6次産業化推進整備事業
 - 2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
- II 6次産業化推進事業
連携施設整備事業

第2 趣旨

各事業ごとにそれぞれ別表1の第2欄に掲げるとおりとします。

第3 事業内容

各事業ごとにそれぞれ別表1の第3欄に掲げるとおりとします。

第4 応募団体の要件

本事業に応募ができる団体は、各事業ごとにそれぞれ別表1の第4欄に掲げる団体であって、以下の要件を全て満たすものとします。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」といいます。）で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として助成金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。

- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」といいます。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、助成事業全体及び交付された助成金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

第5 助成対象経費の範囲

各事業ごとにそれぞれ別表1の第5欄に掲げるとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致するとは限りません。

また、所要額に助成事業に要する人件費（助成事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであつても、所要額に含めることができません。

- 1 不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 助成金の交付決定前に支出される経費
- 5 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいいます。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費
- 7 助成の対象としない経費として定めるもの

第7 助成金額

助成金額については各事業ごとにそれぞれ別表1の第6欄に掲げるとおりとし、この範囲で事業実施に必要な経費を助成します。

なお、助成金額については、助成対象経費等の精査により減額することがある

ほか、助成事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります（第14の5を参照）。

第8 助成率

各事業ごとにそれぞれ別表1の第7欄に掲げるとおりとします。

第9 助成事業実施期間

交付決定の日から平成27年3月31日までとします。

第10 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、各事業ごとにそれぞれ別表2に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限、提出先、提出部数等については、各事業ごとに行う公示に別途記載します。

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。
- (7) 申請書類は、各事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

第11 助成金交付候補者の選定

1 審査方法

提出された申請書類については、公益財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）において書類確認等を行った後、機構が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」といいます。）において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「助成金交付候補者」といいます。）を選定するものとします。

2 審査結果の通知

審査結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての

応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、助成金交付候補者には助成金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、助成金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

助成金交付候補者については、機構のホームページ等で公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、助成金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第 12 交付決定に必要な手続等

助成金交付候補者は、機構の指示に従い速やかに、助成金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」といいます。）を機構に提出していただきます。申請書等を機構において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第 13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（助成金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は助成金交付候補者の選定の決定若しくは助成金の交付決定が取り消される場合があります。

第 14 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、業務規程等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 助成金の経理

交付を受けた助成金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」といいます。）に基づき、適正に執行すること。

- (2) 事業実施主体は、助成金の経理を、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に助成金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生は、除きます。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産」といいます。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」といいます。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、助成金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合は、事前に、機構会長の承認を受けなければなりません。

なお、機構会長が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた助成金の額を限度として、その収入の全部又は一部を機構に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、以下の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく機構に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外

の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に機構と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合は、業務規程等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた助成金の額を限度として、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行っていただきます。また、機構は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであることを必ず明記し、発表した資料等については機構に提出してください。

7 当該補助事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間にかかわらず、第三者に漏らすことを堅く禁じます。

第 15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、原則 30 日間、機構HPに掲載されます。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 24 年 8 月 15 日）から施行する。

附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 25 年 2 月 5 日）から施行する。

附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 25 年 3 月 21 日）から施行する。

附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 25 年 7 月 10 日）から施行する。

附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成25年10月3日）から施行する。

附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成26年1月28日）から施行する。

別表1

第1 事業No.	第2 趣旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 助成対象経費の範囲	第6 助成金額	第7 助成率	その他
農山漁村6次産業化緊急対策事業							
I 1 6次産業化 推進整備事業	食と農林漁業の再生推進本部で 決定された「我が国の食と農林漁業 の再生のための基本方針・行動計画 」において、「農山漁村に存在する 豊富な資源を有効に活用し、6次産 業化を推進することにより、付加価 値を向上させ、雇用と所得を生み出 し、農林漁業を更に成長産業化する 」とされ、6次産業化の市場規模の 拡大を目指すこととされたところ である。 しかしながら、景気は依然として 厳しい状況にあり、農林漁業者等の 所得も低下する中で、地域資源を活 用した農林漁業者等による新事業 の創出等及び地域の農林水産物の 利用促進に関する法律（平成22年法 律第67号。以下「6次産業化・地産 地消法」という。）等の認定者は着 実に増加しているところだが、認定 者の投資は依然として進みがたい 実情にある。 このため、6次産業化・地産地消 法等の認定を受けた農林漁業者等 が農林水産物の高付加価値化等を 図るために必要な機械・施設の整備 を支援することにより、農林漁業者 等による6次産業化の取組を促進 し、農山漁村における雇用の創出と 所得の向上を図ることとする。	1 農林漁業者団体が自ら行 う6次産業化の取組を行う場 合に必要な機械・施設の整備 2 農林漁業者団体等と食品 産業事業者が連携して行う6 次産業化の取組を行う場合に 必要な機械・施設の整備	六次産業化・地産地消法5条の規定に基づ く総合事業計画の認定を受けた者又は中小企 業者と農林漁業者との連携による事業活動の 促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下 「農工商等連携促進法」という。）第4条の規定 に基づく農工商等連携事業計画の認定を受 けた者であって、次に掲げる者とする。 1 農林漁業者団体 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出 資者となっており、かつ、これらの者がその活 動を実質的に支配することができることと認めら れる団体（なお、法人格のない団体においては 、代表者の定め並びに組織及び運営についての 規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入 脱退と関係なく、一体として経済活動の単位に なっているものに限る。）並びにこれらの団体 が主たる構成員又は出資者となっている法人。 なお、構成員に3戸以上の農林漁業者を含ま ない団体については、常時雇用者を3名以上雇 用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇 用する目標及びその達成のためのプログラム が設定されていること。 2 食品産業事業者 食品の製造等を行う中小企業者等（中小企 業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1 項に規定する中小企業者（個人を除く。）又は 農業協同組合等）であって、農林漁業者団体等 （農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者 をいう。）と連携する者をいう。	助成対象となる機械・施設は第3の1の農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組の場合は1及びこれ と併せて行う2を助成対象とし、第3の2の農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化 の取組において、事業実施主体が農林漁業者団体である場合は1及び2を助成対象とし、事業実施主体が食 品産業事業者である場合は3を助成対象とする。 ただし、平成23年度までに6次産業化・地産地消法5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定 を受けた総合事業計画（以下「平成23年度までに認定を受けた認定総合事業計画」という。）に従って 実施する取組については、1及び2の施設のほか4の施設を助成対象とする。 1 農林水産物等の加工・流通・販売のために必要な施設 （1）農林水産物等集出荷貯蔵のために必要な施設 （2）農林水産物等処理加工のために必要な施設 （3）農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設 （4）捕獲獣肉等提供のために必要な施設 （5）収穫後病害虫防除のために必要な施設 （6）未利用資源活用のために必要な施設（売電を目的とする取組を除く） （7）（1）～（6）の附帯施設 2 農林水産物等の生産のために必要な施設等 （1）簡易土地基盤整備 （2）農業用水のために必要な施設 （3）営農飲雑用水のために必要な施設 （4）高生産性農業用のために必要な施設 （5）乾燥調製貯蔵のために必要な施設 （6）育苗のために必要な施設 （7）水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設 （8）高品質堆肥製造のために必要な施設 （9）新技術活用種苗等供給のために必要な施設 （10）特用林産物生産のために必要な施設 （11）農林水産物運搬のために必要な施設 （12）未利用資源活用のために必要な施設（売電を目的とする取組を除く） （13）特認施設 （14）（1）～（13）の附帯施設 3 食品の加工・販売のために必要な施設 （1）食品産業事業者が行う食品の加工・販売のために整備する施設 （2）（1）の附帯施設 4 平成23年度までに認定を受けた認定総合事業計画に従って実施する取組であって、次に掲げる施設 （1）6次産業化法人（農業生産のみならず、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う農業法人 等であって、次の要件を満たすものをいう。）が整備する、農林水産物販売施設、地域食料供給施設 及びこれらに附帯する施設 ア 6次産業化法人の組織の形態は、次に掲げるとおりとする。 ① 会社法（平成17年法律第86号第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合 同会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項 に規定する旧有限会社又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する 農事組合法人のうち農業経営を行う法人 ② ①以外の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定め があるものであって、耕作又は養畜に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、これに 係る利益を全ての構成員に対して配分しているものに限る。） イ 6次産業化法人は、次の①から④までの要件を全て満たすものとする。 ① 構成員に3戸以上の農家を含み、かつ当該農家が議決権の過半を占める等、農家が当該法人又は 団体の事業活動を実質的に支配すると認められること。なお、構成員に3戸以上の農家を含まない 法人又は団体については、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇 用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。 ② 農業経営を改善するための計画を有していること。 ③ 農畜産物の生産を行っている又は生産を計画していること。 ④ 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人以下の ものであること。また、大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない ものをいう。）から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）でないこ と。 （2）農業協同組合法に規定する農業協同組合 連合会及び農業協同組合並びに公社（地方公共団体が出資している法人）が整備する農林水産物販売設 施、地域食料供給施設、農林水産物販売施設と一体的に整備する交流施設及びこれらに附帯する施設	5,283,780 千円以内	1/2以内（第5 の4の(1)と併 せて行う第5 の2の(4)及び (12)の農業用 機械並びにそ の附帯施設に ついては、1/ 3以内。） なお、助成の上 限額は1億円 とする。 （第5の4の(1) 及びこれと 併せて行う施 設整備につい ては、5千万円 を上限額とし、 第5の4の(2) ）及びこれと併 せて行う施設 整備について は原則として 総事業費を5 千万円以上で あるものとし る。）	農山漁村6 次産業化対策 事業業務規程 （平成24年4 月5日付）2 4食肉機構第 51号財団法 人食品流通構 造改善促進機 構会長通知
2 緑と水の環 境技術革命プ ロジェクト事業	農林水産業・農山漁村の資源を活 用する新たな技術の確立・導入を核 とした新産業の育成により、農山漁 村6次産業化を推進し、雇用と所得 を確保することにより、地域社会の 活性化を実現することが可能とな る。 このため、事業化が現 込まれる新技術についての実証施 設の整備を支援する。	新技術の確立・実証（実証施 設の整備）「緑と水の環境技 術革命総合戦略」の重点分野 に位置付けられた技術等、事 業化が見込まれる新技術につ いての実証施設の整備を行う 。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、 一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、 企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人 、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法 人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セ クター、消費生活協同組合、事業協同組合、独 立行政法人、技術研究組合及び事業化共同体（ コンソーシアム）	1 未利用バイオマス利活用の実現に向けた実証施設一式 2 藻類等の培養及び加工利用の実現に向けた実証施設一式 3 生物機能の高度利用の実現に向けた実証施設一式 4 クロマログ等の完全生産の実現に向けた実証施設一式 5 農林水産物の高度生産管理システム構築に向けた実証施設一式 6 超長期鮮度保持技術の実現に向けた実証施設一式 7 その他農林漁業・食品産業に導入することで新事業創出に有効な革新的新技術の実用化に向けた実証 施設一式及び1から7までに掲げる実証施設の付帯施設 なお、実証施設一式及び付帯施設の経費とは次をいう。 （1）工事費 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等実証施設整備に必要な経費 （2）測量及び試験費 工事に必要な調査、設計、測量及び試験等に必要経費（コンサルタント等に委託する場合の経費を 含む。） （3）機械器具費 機械器具の購入に必要な経費	2,590,000 千円以内	1/2以内	
II 6次産業化推進事業							
連携施設整 備事業	農山漁村の所得や雇用を増大し、 地域活力の向上を図るため、地域 の農林水産物や資源を活用した地 産地消、高付加価値化、6次産業 化、農工商連携等の取組を推進す ることが必要である。 このため、農林漁業者と食品事 業者、流通業者、観光業者等の多 様な事業者との連携、ネットワ ークの構築を通じて、このような取 組の面的な拡大を図る。	1 農林漁業者団体による6 次産業化ネットワーク の取組 農林漁業者団体が、六 次産業化・地産地消法第 5条の規定に基づく認定 を受けた総合事業計画 に従って実施する6次産 業化・地産地消法第3条 第4項の総合事業に係 る機械・施設の整備を支 援する。 2 農林漁業者団体等と中 小企業者が連携して行 う6次産業化ネットワ ークの取組 農林漁業者団体又は中 小企業者が、農工商等連 携促進法第4条の規定に 基づく認定を受けた農商 工等連携事業計画に従 って実施する農工商等連 携促進法第2条第4項の農 工商等連携事業に係る機 械・施設の整備を支援す る。	六次産業化・地産地消法5条の規定に基づ く総合事業計画の認定を受けた者又は農商 工等連携法第4条の規定に基づく農工商等連 携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲 げる者とする。 1 農林漁業者団体（上記、第1事業No.の1「 6次産業化推進整備事業」の第4応募団体の 要件欄の1と同じ。） 2 農林漁業者団体等と連携する中小企業者 農工商等連携促進法第2条第1項に規定す る中小企業者（個人及び代表者が大企業又は みなし大企業を除く。）であって、農林漁業 者団体等（農林漁業者団体又は3戸以上の農 林漁業者をいう。）と連携するものをいう。	助成対象となる機械・施設は第3の1の農林漁業者団体による6次産業化ネットワークの取組の場合は1 及びこれと併せて行う2を助成対象とし、第3の2の中小企業者等による6次産業化ネットワークの取組に おいて、事業実施主体が農林漁業者団体である場合は1及び2を助成対象とし、事業実施主体が中小企業者 である場合は3を助成対象とする。 1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 （1）農林水産物等集出荷のために必要な施設 （2）農林水産物等処理加工のために必要な施設 （3）農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設 ・地域食料供給施設 （4）捕獲獣肉等食料提供のために必要な施設 （5）収穫後病害虫防除のために必要な施設 （6）未利用資源活用のために必要な施設（売電を目的とする取組を除く） （7）（1）～（6）の附帯施設 2 農林水産物等の生産のために必要な施設等 （1）簡易土地基盤整備 （2）農業用水のために必要な施設 （3）営農飲雑用水のために必要な施設 （4）高生産性農業用のために必要な施設 （5）乾燥調製貯蔵のために必要な施設 （6）育苗のために必要な施設 （7）水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設 （8）高品質堆肥製造のために必要な施設 （9）新技術活用種苗等供給のために必要な施設 （10）特用林産物生産のために必要な施設 （11）農林水産物運搬のために必要な施設 （12）特認施設 （13）未利用資源活用のために必要な施設（売電を目的とする取組を除く） （14）（1）～（13）の附帯施設 3 食品等の加工・販売のために必要な施設 （1）農林漁業者団体と中小企業者が連携して 行う食品等の加工・販売のために整備する施設 （2）（1）の附帯施設（当該新商品の加工・販の用途に使用されるものに限る。）	3,600,000 千円以内	1/2以内	

○農山漁村6次産業化緊急対策推進事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
1 6次産業化推進整備事業	<p>1 応募申請書（別紙様式第1-1）</p> <p>2 事業実施計画書（別紙様式第1-2）</p> <p>3 費用対効果分析（別紙様式第1-3）</p> <p>4 添付資料</p> <p>（1）応募団体が農林漁業者団体の場合</p> <p>① 農業経営を行う法人の場合</p> <p>ア 定款</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）</p> <p>② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合</p> <p>ア 法人設立が確実であることのわかる書類</p> <p>イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近3ヵ年分の決算報告書</p> <p>個人経営から新たに設立する場合には、直近3ヵ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等</p> <p>③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合</p> <p>ア 組織の代表者、出資金及び規約等のわかる書類</p> <p>イ 経理の一元化を行っていることのわかる書類</p> <p>ウ 構成員に課税されている場合には、直近3ヵ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等</p> <p>団体に課税されている場合には、直近3ヵ年分の決算報告書</p> <p>④ 共通</p> <p>ア 見積書</p> <p>イ 機械・施設等の位置図</p> <p>ウ 機械・施設等の配置図及び平面図</p> <p>エ 機械・施設整備の工程（工事日程）表</p> <p>オ 商品の製造工程（フローチャート）</p> <p>カ 六次産業化・地産地消法第5条若しくは第6条の規定に基づく総合化事業計画若しくは変更した総合化事業計画の写し、又は農商工等連携法第4条若しくは第5条の規定に基づく農商等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の写し</p> <p>キ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）</p>

なお、応募者の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況等の確認をする場合があります。

ク 施設用地について農地法または農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続き等の資料

ケ 土地や施設等を他者から賃借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から④に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。

(2) 応募団体が食品産業事業者の場合

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
- ④ 組織の代表者、規約等のわかる書類
- ⑤ 見積書
- ⑥ 機械・施設等の位置図
- ⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図
- ⑧ 機械・施設整備の工程（工事日程）表
- ⑨ 商品の製造工程（フローチャート）
- ⑩ 農商工等連携法第4条若しくは第5条の規定に基づく農商工等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の写し
- ⑪ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）
なお、応募者の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況等の確認をする場合があります。
- ⑫ 施設用地について農地法または農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続き等の資料
- ⑬ 土地や施設等を他者から賃借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から⑬に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

<p>2 緑と水の環境 技術革命プロジ ェクト事業</p>	<p>また、上記の資料はA 4サイズ片面印刷で提出してください。</p> <p>1 応募申請書（別紙様式第 1 - 1） 2 課題提案書（別紙様式第 2 - 1） 3 事業実施計画書（別紙様式第 2 - 2）</p> <p>なお、上記のほか、以下の資料を添付してください。</p> <p>ア 技術シーズに係る書類 事業化を図る技術シーズの内容が分かる資料及び応募者との関わりを示す以下の書類を添付してください。 (1) 応募者が技術シーズを保有している場合 投稿論文等、応募者と技術シーズとの関わりを客観的に証明する資料 (2) 応募者が技術シーズを保有していない場合 ① 応募者と技術シーズとの関係が分かる書類 ② 技術シーズの帰属する者の同意書</p> <p>イ 特許明細書 技術シーズが特許（出願中のものも含む）の場合は、特許明細書を添付してください。該当特許がない場合は、添付の必要はありません。</p> <p>ウ その他 (1) 定款 (2) 履歴事項全部証明書 (3) 直近 3 カ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） (4) 組織の代表者、規約等のわかる書類 (5) 見積書（2 社以上のものであること） (6) 機械・施設等の位置図 (7) 機械・施設等の配置図及び平面図 (8) 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）および直近 3 期末分の金融機関別借入残高表、当該年度の月次の資金計画（資金繰予定表）</p> <p>その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、(1)から(8)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>※ 上記の資料は、A 4 片面印刷で提出してください。</p>
---------------------------------------	---

○ 6次産業化推進事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
<p>連携施設整備事業</p>	<p>1 応募申請書（別紙様式第7-1）</p> <p>2 事業実施計画書（別紙様式第7-2）</p> <p>3 費用対効果分析（別紙様式第7-3）</p> <p>4 添付資料</p> <p>（1）応募団体が農林漁業者団体の場合</p> <p>① 農業経営を行う法人の場合</p> <p>ア 定款</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）</p> <p>② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合</p> <p>ア 法人設立が確実であることのわかる書類</p> <p>イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近3ヵ年分の決算報告書</p> <p>個人経営から新たに設立する場合には、直近3ヵ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等</p> <p>③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合</p> <p>ア 組織の代表者、出資金及び規約等のわかる書類</p> <p>イ 経理の一元化を行っていることのわかる書類</p> <p>ウ 構成員に課税されている場合には、直近3ヵ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等団体に課税されている場合には、直近3ヵ年分の決算報告書</p> <p>④ 共通</p> <p>ア 見積書</p> <p>イ 機械・施設等の位置図</p> <p>ウ 機械・施設等の配置図及び平面図</p> <p>エ 機械・施設整備の工程（工事日程）表</p> <p>オ 商品の製造工程（フローチャート）</p> <p>カ 六次産業化・地産地消法第5条若しくは第6条の規定に基づく総合化事業計画若しくは変更した総合化事業計画の写し、又は農商工等連携促進法第4条若しくは第5条の規定に基づく農商工等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の写し</p> <p>キ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）</p> <p>なお、応募者の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況等の確認をする場合があります。</p>

ク 施設用地について農地法または農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続き等の資料

ケ 土地や施設等を他者から賃借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

コ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等がわかる資料

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から④に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。

(2) 応募団体が中小企業者の場合

① 定款

② 登記事項証明書

③ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）

④ 組織の代表者、規約等のわかる書類

⑤ 見積書

⑥ 機械・施設等の位置図

⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図

⑧ 機械・施設整備の工程（工事日程）表

⑨ 商品の製造工程（フローチャート）

⑩ 農商工等連携促進法第4条又は第5条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は変更した農商工等連携事業計画の写し

⑪ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

なお、応募者の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況等の確認をする場合があります。

⑫ 施設用地について農地法または農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続き等の資料

⑬ 土地や施設等を他者から賃借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

⑭ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等がわかる資料

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から⑭に掲げる資料がない場合にあっては、こ

	<p>れらに準ずる資料としてください。</p>
--	-------------------------

また、上記の資料はA 4サイズ片面印刷で提出してください。

○農山漁村6次産業化対策事業

事業の種類	審査手順等 (第11関係)
<p>1 6次産業化推進整備事業</p> <p>2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業</p> <p>3 連携施設整備事業</p>	<p>1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書等の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、選定委員会の委員等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(3) 選定審査委員会 課題提案会を踏まえ、委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、助成金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点 審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性 <p>(2) 事業内容及び実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 <p>(3) 事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される成果 ② 波及効果 <p>(4) 6次産業化推進事業については(1)～(3)の審査項目の他、次に該当する場合には、審査において考慮されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① バリューシステムに係る取組（実需者・消費者へ商品価値の提示等）を行っている。 ② イノベーションに係る取組（販路、価値、生産、原材料、組織の5つの新結合を創出）を行っている。 ③ 事業実施場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域である。 ④ 事業実施場所が、地産地消促進計画の策定されている地域である。 ⑤ 商品の製造工程においてHACCPを取り入れている（又は取り入れる見込みがある）。